

入札説明書添付資料 - 2 サービス対価の支払方法について

目 次

1. サービス対価の構成	1
2. サービス対価の支払方法	4
3. サービス対価の改定	4
(1) 改定の基本的な考え方	4
(2) ごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定	5
(3) 物価変動に基づく改定	6

1. サービス対価の構成

広域組合は、選定事業者が「施設の整備段階における業務」及び「施設の運営段階における業務」を実施することにより提供されるサービスに対する対価（以下、「サービス対価」という。）を選定事業者を支払う。

サービス対価は、以下に示す「固定費」、「固定費」、「変動費」、「変動費」、「保証金」及び「保証金」の6つから構成されるものとする。これらの詳細を表-1に示す。

サービス対価（固定費）

施設の整備段階における業務に対して支払う対価。

サービス対価（固定費）

施設の運営段階における業務に対して、処理対象物量及び副生成物等の想定発生量の多寡に関係なく支払う対価。

サービス対価（変動費）

処理対象物量に応じて支払う対価。ここで、処理対象物量とは、要求水準書第3章第2節に基づいて計量される処理対象物量（以下、「実績処理対象物量」という。）とする。なお、本施設で処理対象物を処理できない事態が発生した場合には、事業契約書第63条第1項から第3項に規定する緊急代替処理量を実績処理対象物量に含むものとする。

サービス対価（変動費）

副生成物等の想定発生量に応じて支払う対価。ここで、副生成物等の想定発生量とは、要求水準書第3章第4節に基づいて計測されるごみ質（以下、「実績ごみ質」という。）を、選定事業者の提案に基づき予め定める算定式に代入することで得られる副生成物等の発生率（副生成物等の種類ごとに設定）（以下、「副生成物等の想定発生率」という。）

と実績処理対象物量を乗じたものとする。

サービス対価（保証金）

運営保証金（溶融施設を追加整備する場合に必要な固定費に相当する費用）の確保に対して支払う対価（流動床式炭化炉方式又はストーカ＋セメント原料化方式を採用する場合のみ）。

サービス対価（保証金）

運営保証金（運営期間にわたり、溶融施設を追加整備した場合に運営・維持管理において追加的に必要となる固定費、変動費及び変動費に相当する費用）の確保に対して支払う対価（流動床式炭化炉方式又はストーカ＋セメント原料化方式を採用する場合のみ）。

表-1 サービス対価の構成

支払の対象となる業務	対応するサービス対価	対象となる費用等
施設の整備段階における業務 a.機械設備の設計・施工 b.建築物等の設計・施工 c.本施設の工事監理 d.生活環境影響調査 e.国庫補助金申請手続き f.一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き g.周辺住民への対応 h.管理区域の清掃及び除草 i.その他本事業を実施するうえで必要な業務	『サービス対価（固定費）』 左記に掲げる業務に対して支払う対価。 算出式は以下のとおり。 $\text{固定費} = \text{元金} + \text{利息}$	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に掲げる業務を行う上で必要となるすべての費用から、国庫補助金交付想定額を控除した金額とする。 ・運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用、アドバイザー委託料、金融機関手数料、建中金利、SPC 運営費用、試運転費用、等）。 ・これらの費用を資金調達するにあたって事業期間にわたり必要となる費用（支払い利息等）及び SPC の利益を含む。
	『サービス対価（保証金）』 運営保証金（追加整備費相当）の確保に対して支払う対価。 流動床式炭化炉方式又はストーカ＋セメント原料化方式を採用する場合のみ。	<ul style="list-style-type: none"> ・流動床式ガス化溶融方式又はストーカ＋灰溶融方式に変更する場合に、溶融施設が完成するまでに必要なすべての費用を資金調達するのに係る費用とする（利息相当のみ）。 ・溶融施設が完成するまでの期間に炭化物又は焼却灰・飛灰を最終処分する場合は、最終処分可能な状態にするための費用、サービス対価の減額分の補填等を含む。 ・SPC の利益は含まない。

支払の対象となる業務	対応するサービス対価	対象となる費用等
<p>施設の運営段階における業務</p>	<p>『サービス対価（固定費）』 左記に掲げる業務に対して、処理対象物量及び副生成物等の想定発生量の多寡に関係なく支払う対価。 算出式は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>固定費 = 人件費 + 需用費 + 維持管理費 + その他業務費</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に掲げる業務を行う上で必要となるすべての費用から、変動費及び変動費を控除した金額とする。 ・人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費(変動費又は変動費に含まれるものを除く)とする。 ・需用費は、光熱水費の基本料金等とする。 ・維持管理費は、左記業務 d に係る費用とする。 ・その他業務費には、保険料、公租公課及び SPC 運営費用(人件費、監査費用等)を含む。 ・SPC の利益を含む。
<p>a. 処理対象物の受入れ及び処理 b. 副生成物等の有効利用又は最終処分 c. 環境保全の管理 d. 本施設の維持管理 e. 施設見学者への対応 f. 本施設の警備</p>	<p>『サービス対価（変動費）』 処理対象物量に応じて支払う対価。 算出式は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>変動費 = 処理対象物量 × 単価</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする(例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費、等)。 ・SPC の利益は含まない。
<p>g. 管理区域の清掃及び除草 h. 広域組合への本施設所有権の移転手続き i. その他本事業を実施するうえで必要な業務</p>	<p>『サービス対価（変動費）』 副生成物等の想定発生量に応じて支払う対価。 算出式は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>変動費 = 処理対象物量 × (副生成物等 i の想定発生率 × 単価 i)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・副生成物等の発生量の増減に応じて比例的に増減する費用とし、副生成物の有償売却に伴う収入がある場合にはこれを控除するものとする(例えば、各副生成物等の有効利用にかかる費用又は収入、最終処分にかかる処理費・運搬費・埋め立て費、等)。 ・SPC の利益は含まない。
	<p>『サービス対価（保証金）』 運営保証金(追加運営費相当)の確保に対して支払う対価。 流動床式炭化炉方式又はストーカ+セメント原料化方式を採用する場合のみ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流動床式ガス化溶融方式又はストーカ+灰溶融方式に変更する場合に、溶融施設の完成後に事業満了まで必要なすべての費用とする(利息相当のみ)。 ・SPC の利益は含まない。

2. サービス対価の支払方法

広域組合は、平成 20 年 4 月から平成 35 年 3 月までの 15 年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表-2 に示す四半期ごとに選定事業者に対してサービス対価を支払うものとする。

また、平成 20 年 4 月 1 日より早期に運営を開始する場合には、サービス対価のうち固定費、変動費及び変動費について、相当する期間分を追加して支払うものとする。この追加分は、平成 20 年第 1 四半期以降のサービス対価と同様に、モニタリング結果を踏まえ、表-2 に示す四半期ごとに選定事業者に対してサービス対価を支払うとともに、3. に示す改定も行う。ただし、この追加分は入札価格には含まない。

表-2 サービス対価の支払方法

	支払対象期間	支払日
第 1 四半期	4 月 1 日 ~ 6 月 30 日	四半期報告書の提出・承諾及びサービス対価の請求に要する期間を勘案して設定される期日とする。詳細は事業契約書に示す。
第 2 四半期	7 月 1 日 ~ 9 月 30 日	
第 3 四半期	10 月 1 日 ~ 12 月 31 日	
第 4 四半期	1 月 1 日 ~ 3 月 31 日	

3. サービス対価の改定

(1) 改定の基本的な考え方

広域組合は、ごみ量変動、ごみ質変化及び物価変動の影響を以下のような方法によりサービス対価に反映させるものとする。

ごみ量変動

変動費及び変動費について、実績処理対象物量と予め定める各単価の積により求めることで反映させる。

ごみ質変化

変動費及び変動費について、変動費の単価（以下、「単価_i」という。）及び副生成物等の想定発生率をごみ質から求める算定式を選定事業者の提案に基づいて予め定め、実績ごみ質をこれらの算定式に代入することで反映させる。

物価変動

固定費の構成内容ごと、単価_i及び副生成物等_iの有効利用又は最終処分単価（以下、「単価_i」という。）について、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させる。

表-3 サービス対価の改定

サービス対価	改定の有無 (: 改定する, - : 改定しない)		
	ごみ量変動	ごみ質変化	物価変動
固定費	-	-	-
固定費	-	-	
変動費			
変動費			
保証金	-	-	-
保証金	-	-	-

(2) ごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定

サービス対価(変動費)及びサービス対価(変動費)について、次式によりごみ量変動及びごみ質変化に基づく改定を行う。

$$\text{変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \times \text{単価 (実績ごみ質) (円/t)}$$

$$\text{変動費 (円)} = \text{実績処理対象物量 (t)} \\ \times \{ \text{副生成物等 i の想定発生率 (実績ごみ質) (\%)} \times \text{単価 } i \text{ (円/t)} \}$$

改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 第1四半期から第3四半期までは、要求水準書第1章第3節に示す計画年間平均処理量及び計画ごみ質(基準ごみ時)を上式に代入して得られる金額の4分の1を支払う。
- 第4四半期は、当該年度の実績処理対象物量及び実績ごみ質を上式に代入して得られる金額と支払い済みの分(第1四半期から第3四半期まで)の差額を支払う。
- なお、実績処理対象物量は常時行う計量結果の年間合計、実績ごみ質は年4回行う計測結果の平均を用いるものとする。
- また、ごみ質が計画ごみ質を逸脱したことにより、選定事業者の提案に基づき予め定める上記算定式が実態に整合しない場合には、広域組合と選定事業者で協議を行うものとする。この協議については、「入札説明書添付資料-6 処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて」に示す。

なお、入札価格に算定にあたっては、計画年間平均処理量及び計画ごみ質（基準ごみ時）を上式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定

サービス対価（固定費）、サービス対価（変動費）及びサービス対価（変動費）について、物価変動に基づく改定を行う。

改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 提案時点の年平均（平成16年1月から平成16年12月）を基準とし、表-4に示す指標ごとに前年1月から12月までの年平均を用いて表-5に示す算定式によりサービス対価を求めるものとする。
- なお、年平均の算定にあたっては、毎年12月末時点において公表済みの月別数値で最新のもの（速報値を含む。）を用いるものとする。
- 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- なお、選定事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、広域組合と選定事業者で協議を行うものとする。

表-4 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 / 改定の対象	使用する指標	算定式
固定費	人件費	毎月勤労調査「現金給与総額指数 / 調査産業計」(厚生労働省)	算定式
	需用費	「国内企業物価指数 / 電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)	算定式
	維持管理費	「国内企業物価指数 / 一般機器」(日本銀行調査統計局)	算定式
	その他業務費	「企業向けサービス価格指数 / 総平均」(日本銀行調査統計局)	算定式
変動費	単価	「国内企業物価指数 / 電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)	算定式
変動費	単価 i	「企業向けサービス価格指数 / 道路貨物輸送」(日本銀行調査統計局)	算定式

表-5 サービス対価の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時のサービス対価	F_t	入札時に提示される平成 [t] 年度のサービス対価。税抜き。
改定後のサービス対価	F_t'	物価変動等に基づく改定後の平成 [t] 年度のサービス対価。税抜き。
物価指数	I_t	表-4 に示す指標の平成 [t] 年 1 月から 12 月の平均値。
消費税率	T_t	平成 [t] 年度の消費税率。
処理対象物量	W_t	平成 [t] 年度における実績処理対象物量。 また、 W_0 は計画年間平均処理量を示す。
副生成物等の発生率	P_{it}	平成 [t] 年度における実績ごみ質から算定される副生成物等 i の想定発生率。ごみ質の関数とする。また、 P_{i0} は計画ごみ質から算定される副生成物等 i の想定発生率を示す。
単価	UP_t^1	平成 [t] 年度における変動費 の単価。ごみ質の関数とする。 また、 UP_0^1 は計画ごみ質から算定される変動費 の単価を示す。
単価 i	UP^{2i}	入札時に提示される副生成物等 i の有効利用又は最終処分の単価。

算定式 : $F_t' = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_{16}}$ (改定率: $\frac{I_{t-1}}{I_{16}}$)

算定式 : $F_t' = F_t \times \frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$ (改定率: $\frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$)

算定式 : $F_t' = W_t \times UP_t^1 \times \frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$ (改定率: $\frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$)

ただし、第 1 四半期から第 3 四半期は $\frac{1}{4}W_0 \times UP_0^1 \times \frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$ 、

第 4 四半期は $F_t' - \frac{3}{4}W_0 \times UP_0^1 \times \frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$ を支払う。

算定式 : $F_t' = W_t \times \sum_i (P_{it} \times UP^{2i}) \times \frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$ (改定率: $\frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$)

ただし、第 1 四半期から第 3 四半期は $\frac{1}{4}W_0 \times \sum_i (P_{i0} \times UP^{2i}) \times \frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$ 、

第 4 四半期は $F_t' - \frac{3}{4}W_0 \times \sum_i (P_{i0} \times UP^{2i}) \times \frac{I_{t-1}/(1+T_{t-1})}{I_{16}/(1+T_{16})}$ を支払う。

注)算定式 において、消費税率の改定が 1 月から 12 月の途中で行われた場合には、月次の物価指数を [1 + その時点の消費税率] で除した値の 12 ヶ月の平均値を求め、上式の $I_{t-1}/(1+T_{t-1})$ に置き換える。